田原市信用保証料補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、田原市内の中小企業者又は新規創業者に対し、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証付き融資に係る信用保証料の全部又は一部を補助することにより、資金調達の円滑化及び経営基盤の安定化を促進し、もって中小企業者の育成及び商工業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する者をいう。

(2) 新規創業者　田原市内において新たに事業を営もうとする個人又は法人をいう。

(3) 保証付き融資　次に掲げる協会の保証付き融資をいう。

ア　小規模企業等振興資金

イ　愛知県経済環境適応資金サポート資金のうち中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第５項第１号、第４号、第５号、第６号又は第７号の規定に基づく市長の認定を受けた者が受けるセーフティネット資金

ウ　愛知県経済環境適応資金サポート資金経済対策特別資金のうち中東・米国関税・物価高対応枠

エ　愛知県経済環境適応資金創業等支援資金

オ　愛知県経済環境適応資金災害対応資金

（信用保証料補助対象者）

第３条　信用保証料に対する補助金（以下「信用保証料補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「信用保証料補助対象者」という。）は、保証付き融資（以下「対象融資」という。）の貸付けを受けた中小企業者又は新規創業者であって、次の条件を備えたものとする。

(1) 法人である場合には、対象融資の貸付けを受けた日及び申請日に田原市内に本社又は本店を有する者で、田原市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有するものであり、かつ、継続してその事業を営むことが確実と認められること。

(2) 個人である場合には、対象融資の貸付けを受けた日及び申請日に田原市の住民基本台帳に記録されている者で、田原市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有するものであり、かつ、継続してその事業を営むことが確実と認められること。

(3) 市税を完納していること。

（信用保証料補助の回数等）

第４条　信用保証料補助金の交付は、貸付けを受けた対象融資１融資につき１回とする。

２　同一年度において信用保証料補助金の交付対象とすることができる対象融資の額の合計は、信用保証料補助対象者１者につき３，０００万円を上限とする。

（信用保証料補助金の額）

第５条　信用保証料補助金の額は、次の各号に掲げる融資金額の区分に応じ、当該各号に定める額（１，０００円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(1) ５００万円以内　信用保証料の額

(2) ５００万円を超え３，０００万円以内　信用保証料の額に５００万円を乗じて融資金額で除して得た額（以下この号において「融資５００万円に

係る信用保証料相当額」という。）に、信用保証料の額から融資５００万円に係る信用保証料相当額を控除して得た額に５分の１を乗じて得た額を加えた額

２　前項の規定は、既往の融資の借換えについて準用する。この場合において、前項中「融資金額」とあるのは「実質借入金額」と、「信用保証料の額」とあるのは「信用保証料の額に実質借入金額を乗じて融資金額で除して得た額」と読み替えるものとする。

（交付申請）

第６条　信用保証料補助金の交付を受けようとする者は、田原市信用保証料交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 信用保証料支払証明書

(2) 借用証書、金銭消費貸借契約書等融資実行日及び融資金額が分かるものの写し

(3) 信用保証書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、金融機関からの融資実行日から起算して３０日以内又は融資実行日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（交付決定等）

第７条　市長は、前条第１項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは信用保証料補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、田原市信用保証料補助金交付決定通知書（様式第２号）により、適当でないと認めたときは信用保証料補助金の不交付を決定し、田原市信用保証料補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請を

した者に対し通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により信用保証料補助金の可否を決定するときは、信用保証料補助対象者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、市税の納付状況等を確認するものとする。

（確定通知の省略）

第８条　信用保証料補助金の金額は交付決定により確定されたものとみなし、確定通知は省略することができる。

（信用保証料補助金の交付）

第９条　交付決定を受けた者は、信用保証料補助金の交付を請求しようとするときは、田原市信用保証料補助金請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、信用保証料補助金を交付する。

（交付決定の取消し及び返還）

第１０条　市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した信用保証料補助金の全部を返還させることができる。

(1) 対象融資の貸付けを受けた者が、その目的以外に使用したとき。

(2) 貸付元から資金の貸付けの取消し又は返還を命じられたとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により信用保証料補助金の全部を返還させるときは、田原市信用保証料補助金返還通知書（様式第６号）により、当該交付決定を受けた者に対し通知するものとする。

（繰上償還による返還）

第１１条　信用保証料補助金の交付を受けた者は、その補助対象となった対象

融資を繰上償還し、協会から信用保証料の返戻を受けたときは、田原市信用保証料繰上償還申出書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 繰上償還日、信用保証料返戻額がわかるものの写し

(2) その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申出書を受理した場合は、その内容を審査し、返還すべき信用保証料補助金の額を決定し、田原市信用保証料補助金返還通知書（様式第６号）により、当該申出をした者に対し通知するものとする。

３　市長は、交付決定を受けた者が信用保証料補助金の算定の根拠とした融資の繰上償還をし、協会から信用保証料の返戻を受けた場合であって、当該返戻を受けた額が当初支払った信用保証料の額から信用保証料補助金の額を差し引いた額を上回るときは、交付した信用保証料補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１０条及び第１１条の規定は、同日後もなお効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年７月３日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、改正前の田原市信用保証料補助金交付要綱第２条第３号に規定する貸付けを受けた者については、当該貸付けを改正後の田原市信用保証料補助金交付要綱第２条第３号に規定する貸付けとみなす。

様式第１号（第６条関係）

田原市信用保証料補助金交付申請書

年　　月　　日

田原市長　　殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称

田原市信用保証料補助金交付要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり信用保証料補助金の交付を申請します。なお、この補助金に係る融資を繰上償還した場合において、保証料が返戻され、田原市信用保証料補助金交付要綱第１１条第３項の規定に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還します。

また、公簿等の閲覧による市税の納付状況等の確認に同意します。

記

１	補助金交付申請額	金	円
２	貸付けを受けた金額	金	円
３	貸付実行年月日	年　月　日	
４	信用保証料額	金	円

添付書類

(1) 借用証書、金銭消費貸借契約書等の写し
（融資実行日、融資金額が分かる書類）
(2) 信用保証書の写し
(3) その他市長が必要と認めるもの

信用保証料支払証明書

年　　月　　日

田原市長　　殿

上記申請者が、本申請に係る信用保証料を　　年　　月　　日に支払完了したことを証明します。

金融機関名　　印

様式第２号（第７条関係）

田原市信用保証料補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長

年　　月　　日付けで交付申請のありました田原市信用保証料補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１　信用保証料補助金交付決定額　　金　　円

２　信用保証料補助金交付条件

次の各号のいずれかに該当するときは、信用保証料補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 信用保証料補助金の対象となる貸付けを受けた者が、その貸付け目的以外に使用したとき。

(2) 貸付元から資金の貸付の取消し又は返還を命じられたとき。

(3) 交付決定を受けた者が、補助金の算定の根拠とした融資の繰上償還をし、協会から信用保証料の返戻を受けた場合であって、当該返戻を受けた額が、当初支払った信用保証料の額から補助金の額を差し引いた額を上回るとき。

様式第３号（第７条関係）

田原市信用保証料補助金不交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長　　印

年　　月　　日付けで交付申請のありました田原市信用保証料補助金については、下記の理由により不交付としますので、通知します。

記

理由

様式第４号（第９条関係）

田原市信用保証料補助金請求書

年　　月　　日

田原市長　　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のありました田原市信用保証料補助金を、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額　　金　　円

補助金の振込先　　金融機関名
支店名
預金の種類
口座番号
口座名義人（カタカナ）

様式第５号（第１１条関係）

信用保証料繰上償還申出書

年　　月　　日

田原市長　　殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のありました田原市信用保証料補助金に係る融資について、下記のとおり繰上償還を行いましたので、田原市信用保証料補助金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき、申し出ます。

記

１　繰上償還日　　年　　月　　日

２　対象融資額　　金　　円

３　当初支払信用保証料額　　金　　円

４　信用保証料返戻額　　金　　円

添付書類

(1) 繰上償還日、信用保証料返戻額がわかるものの写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

様式第６号（第１０条、第１１条関係）

田原市信用保証料補助金返還通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長　　印

年　　月　　日付け　　第　　号で交付した田原市信用保証料補助金について、田原市信用保証料補助金交付要綱第１０条第１項、第１１条第２項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

１　返還理由

２　交付済額　　金　　円

３　返還すべき金額　　金　　円

４　返還期限　　年　　月　　日

５　返還方法